

令和元年 5 月 23 日

## 職員給与規定の一部改正に対する過半数代表者の意見

過半数代表者  
人間科学研究部門 教授 渡邊芳之

5 月 23 日に総務課より説明を受けた職員給与規定の一部改正について、過半数代表者の意見を述べます。

### 1. 国際協力連携手当の見直しについて

国際協力連携手当の原資となっている J I C A からの支給額が改正されることに伴う研修コーステキスト作成料の見直しであり、同手当の他の区分においても J I C A からの支給額によって手当額が定められていることから、現状で見直しは避けられないものと理解します。

ただ、J I C A との連携協力協定は教員個人が締結しているものではなく大学が締結しているもので、関係教員は本務として研究コースの業務に従事している以上、本来は当該業務への手当は J I C A からの支給額だけによってではなく実際の業務負担の大きさに基づいて大学が適切に設定すべきものと考えられます。国際協力連携手当についてはこれまでも業務負担の大きさに比べて不十分な額しか支給されていないことに加え、今回は手当額の引き下げ改正であることから問題が大きいと考えます。今後に向けては外部組織と大学との間で締結された協力協定等に関わる業務への適切な手当のあり方を検討していただけるよう要望します。

以上